

神戸市では、国際社会や国の動向をふまえ、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を進めてきました。しかし、今なお社会には多くの課題があり、また、少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化に対応していく上でも、男女共同参画社会づくりはますます重要な課題となっています。

このため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、神戸市における男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための条例を制定しました。

今後、条例に基づいて、市民の誰もが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市・市民のみなさん・事業者のみなさんの協働により築くことをめざしていきたくて考えていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

条例の構成

基本理念

責務

市

市民

事業者

男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

基本的施策

推進体制の整備

神戸市男女共同参画審議会

男女共同参画社会の実現をめざします



男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいいます。
(条例第2条「定義」より)